

## 建設リサイクル推進施策の理念（案）

### （１）これまでの施策経緯

H12以前（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定前）  
当時より産業全体の資源利用量、排出量に対して建設産業の占める割合は高かったが、建設副産物の有効利用は必ずしも十分に図られていなかった。その上、最終処分場等の新規立地は困難な状況にあり、最終処分場の残余容量は逼迫していた。このような状況を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、これらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象としてリサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした施策を推進してきた。この結果、建設廃棄物全体の再資源化等率は平成12年度には85%と平成7年度の58%より大幅に向上した。

### H12～H17（循環基本法、建設リサイクル法制定後～現在）

循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年に循環型社会形成推進基本法が公布され、循環型社会の形成のための基本原則として3R（発生抑制、再使用、再生利用）、熱回収、適正処理の優先順位が明確にされた。また、建設副産物対策関連としては、同年建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が公布され、平成14年の完全施行によりコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられた。

建設リサイクル法の施行によって、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再

資源化等率は平成 17 年度には 92% と平成 12 年度よりさらに上昇したものの、民間工事からの発生が多い建設発生木材等一部の品目の再資源化等率は相対的に低く留まっている。

また、建設副産物のリサイクルがある一定の成果を挙げているのに比べ、3R の第一に掲げられる発生抑制の取組みはまだ不十分であることが伺える。

さらに、不法投棄の問題として、依然として産業廃棄物全体の約 8 割（平成 17 年度）を建設廃棄物が占め、適正処理のさらなる推進が求められている。

一方、建設リサイクル法の完全施行に合わせて通知された建設リサイクル推進計画 2002 では、最終処分量の削減、再資源化等率向上というリサイクルの「量」の観点に加えて、再リサイクル性、リサイクル用途拡大といったリサイクルの「質」の観点の施策強化の方向性が新たに示されたところであるが、まだ十分な成果が得られるには至っていない。

## （ 2 ）新たな施策の中長期的方向性

政府における環境政策全体に関する動きとして、「第 3 次環境基本計画」（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定）及び「21 世紀環境立国戦略」（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）が策定され、今後の環境政策における基本的な考え方や方向性が示されている。特に「第 3 次環境基本計画」では「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」における中長期的な目標として、

資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり

「もったいない」の考え方に即した循環の取組の広がりと関係主体のパートナーシップによる加速化

ものづくりの各段階での 3R の考え方の内部化

廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化が掲げられた。

これらの考え方については、新たな建設リサイクル施策の中長期的方向性を定める上での基本とし、建設リサイクル推進計画2002で示されたリサイクルの「質」の観点の施策強化につなげていくこととする。

また、これまでのリサイクル原則化ルールや建設リサイクル法等による規制的手法だけでは効果が限られてくるため、これらの施策に加えて、国民の理解と参画のもと、市場メカニズムに基づく民間主体の創造的な取り組みを推進力とした新たな3R推進手法の構築を目指すこととする。

具体的な中長期的方向性は、次のとおりである。

#### 1. 関係者の意識の向上と連携強化

全産業廃棄物に占める建設廃棄物の割合は、排出量で約2割、不法投棄量で約8割を占めている。特に不法投棄については、循環型社会の構築を阻害しているだけでなく自然環境や生活環境の悪化を招き、(自らが不法行為をしていなくても結果的に加担している者も含め)本来支払うべきコスト以上の負担を社会に転嫁している。まさに建設事業の大きな汚点として、環境部局等の規制、取締りを待つだけでなく、関係者が自らの問題として直視し根絶に向けた努力をすべき問題である。

こうした不法投棄の根絶や3Rの推進のためには、一般市民を含む発注者、設計者、下請け業者を含む施工者、廃棄物処理業者、資材製造者等、建設事業及び付随する物質循環に関わる全ての関係者が、循環型社会形成に向け高い意識を持ち、関係法令を遵守することのみならず、積極的にそれぞれの責務を果たしていくことが求められる。

このため、建設副産物の発生から中間処理、再資源化、再生資源としての適正利用、又は適正処理されるまでの一連の流れについて、トレーサビリティの確保が重要であり、関係者間で共通の認識を持って情報共有を図るなど、関係者間の連携をより一層強化していくこととする。また、各主体が建設リサイクルの取り組み成果を実感できるよう、課題や

効果を「見える化」し、意識の向上を図っていくこととする。さらに建設リサイクルに対する国民の理解と参画を得るため、あらゆる機会を活用して、継続的な啓発活動に取り組んでいくこととする。

## 2．持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開

循環型社会の構築及び自然環境保全のため、新たに採取する天然資源と自然界へ排出されるものを最小化し、資源の循環的な利用が確保されることが重要である。建設分野においても資源投入量と最終処分量の最小化により一層努めていくこととする。このためリサイクルの推進はもとより建築物や構造物の長寿命化などによる発生抑制の取り組みや他産業に由来するものも含めた再生資材の利用を推進する。また、資源の有限性に鑑み、建設副産物の再資源化にあたっては、その潜在的資源価値を最大限引き出すなど、リサイクルの質の向上に努めていくこととする。

一方、国民の安全・安心意識の高まりを踏まえて、建設副産物に含まれる有害物質の適正処理の徹底や、再資源化により得られた物を利用する際の環境安全性を担保することにより、生活環境の保全を図ることとする。

さらに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、リサイクルに伴う温室効果ガスの排出に留意するとともに、地域で循環可能な建設副産物になるべく地域で循環させる、建設リサイクルに係る物流の効率化を進めるなど、地球温暖化対策へ十分配慮するものとする。

## 3．民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進

建設リサイクル市場は、国民や社会が企業（設計者・施工者・廃棄物処理業者）努力に対して正当な評価を与える機会が少なく、いわゆる悪貨が良貨を駆逐するおそれのある市場であった。質の高いリサイクルを実施していくためには、コンプライアンス経営のもとで高い技術力を発

揮できる企業の育成が重要であり、透明性の高い健全な市場の整備が不可欠である。

近年、企業の社会的責任(CSR)に対する関心が高まりつつある中、環境への取組状況から企業を選定するエコ・ファンドが設立されるなど、環境保全への貢献を応援する投資家が増えつつある。このような循環型社会ビジネスの発展を促すため、民間主体の創造的な取り組みが活かされやすい環境を構築するものとする。

また、質の高い建設リサイクルを推進するためには、民間主体の技術開発が重要であり、これを適切に評価し利活用される仕組みを構築することで、民間の技術開発意欲を高めることとする。さらに、質の高い再生資材の開発を促し、再生資材の利用用途拡大に努めることとする。

なお、こうした取り組みをはじめ、適正処理や建設リサイクルを推進するためには各分野(構造、物性、施工、解体など)の技術や制度に精通した専門家が適切に関与することが重要である。特に発注者や投資家は専門知識を有していない場合が多いので、関係する企業や行政、NPO/NGOなどの専門家が各々の立場から適切な助言や情報提供などを行うことが求められる。